

答 申 第 1 6 3 号

令和5年12月20日

兵庫県監査委員

代表監査委員 小畑 由起夫 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和5年5月23日付け諮問第1号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

特定事案に関する知事報告資料非公開の件

## 第 1 審議会の結論

兵庫県監査委員（以下「実施機関」という。）が非公開とした決定は妥当である。

## 第 2 諮問経緯及び公開請求文書の特定

### 1 公文書の公開請求

令和 4 年 9 月 22 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

本件公開請求の対象は、特定年月日に県庁で発生したとされる特定事案に関する知事報告資料（以下「本件公開請求文書」という。）である。

### 2 実施機関の決定

令和 4 年 10 月 6 日、実施機関は、本件公開請求文書が存在しているか否かを答えること自体が、条例第 6 条第 1 号の非公開情報を公開することになることから、条例第 9 条の規定に基づき、本件公開請求文書の存在を明らかにしないで公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

### 3 審査請求

令和 4 年 12 月 9 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 諮問

令和 5 年 5 月 23 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

## 第 3 審査請求人の主張要旨

### 1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、公文書公開決定を求める。

## 2 本件審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において述べている本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

本件公開請求文書は、井戸元知事へ詳細、その後の状況、今後の対応策を報告した資料一式であり、すでに報道されており、井戸元知事に報告されていることは明らかである。請求した資料の存否を明らかにすることにより、通常他人に知られたくないと認められるもの又は個人の権利利益を害するおそれがあるものとするのは失当である。

また、個人情報などは、非公開情報として部分公開にすればよい。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

### 1 本件処分の理由

特定年月日に発生したとされる特定事案に関しては、兵庫県庁のいずれの組織に所属する職員かどうかは報道されていない。仮にいずれかの組織に所属していたとして公文書の存否を明らかにした場合、情報公開条例第6条第1号の個人に関する情報に該当し、他人に知られたくないと思うことが通常認められるものに当たると考えられる。

このため、条例第9条の規定に基づき、本件公開請求文書の存否を明らかにしないで、本件処分を行ったものである。

### 2 結語

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は適法かつ妥当なものである。

## 第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明等を精査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件公開請求について

条例第9条は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第6条各号の非公開情報を公開することになるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる旨を定めている。

公開請求に対しては、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにして公開又は非公開の決定をすべきであるが、条例第9条は、例外的に当該公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる場合について規定したもので

ある。その趣旨は、公開請求に係る公文書の存否を答えることで条例第6条各号の非公開情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれることを防止することにある。

実施機関において本件公開請求文書が存在していることは、実施機関に所属する職員において特定事案を発生させたことを示すこととなるため、実施機関において当該公開請求文書が存在しているか否かを答えることは、公務員の職・氏名を公にする慣行を前提とし、実施機関が相当程度少人数の職員等で組織され、本人特定が容易であることに鑑みれば、実施機関の特定の職員において特定事案を発生させたか否かという事実を明らかにすることと同様の結果を生ずることになる。

そして、実施機関に所属する職員といえども、特定事案を発生させたか否かについては、通常、「個人に関する情報…であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたいくないと認められるもの」(条例第6条第1号)であると認められる。

よって、本件公開請求文書は、その存否を答えるだけで条例第6条第1号の非公開情報を公開することとなるため、条例第9条の規定により、本件公開請求文書の存否を明らかにしないで、本件公開請求を拒否することができる。

## 2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審議会の判断を左右するものではない。

## 3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

### 審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和5年5月23日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和5年8月1日 第2部会（第109回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和5年8月23日 第2部会（第110回）	・ 審査請求人の意見陳述 ・ 審議
令和5年10月2日 第2部会（第111回）	・ 審議
令和5年11月9日 第2部会（第112回）	・ 審議
令和5年12月7日 第2部会（第113回）	・ 審議
令和5年12月20日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 梅 谷 順 子

委 員 河 端 亨

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男